千栄発第8号

2021年4月25日

会員各位

公益社団法人千葉県栄養士会

会　長　　杉﨑幸子

（公印省略）

2021年度（令和3年）第10回定時総会の書面による開催について

　本会事業の執行については、日頃より会員皆様のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

　新型コロナウィルスの感染は依然収束の見通しが立たない状況で、変異種により第4波が心配されています。

定時総会は、議事録署名人選出、事業報告・収支決算報告・監査報告、事業計画・収支予算報告など、全会員が出席できる年1回の重要な会議です。

今年度の総会は下記により5月29日（土）に開催する予定ですが、新型コロナウィルスの感染が拡大しているこのような状況のため、集合型ではなく書面開催といたします。

　総会は千葉県栄養士会事務所からZoomで配信いたします。本会HPの会員専用コンテンツに記載のURLからZoomで総会に参加できます。

総会議事・特別講演を行ない、協賛会員の商品展示は中止とします。会員は各議案について会員一人一人が議決権行使書で議決権行使を行うか、または議長に委任する委任状のどちらかを同封のハガキで提出することで総会に参加します。総会の成立には定款第18条により会員の過半数の出席が必要です。必ず議決権行使書または委任状の提出をお願いします。

記

日　時：2021年5月29日（土）　10時～12時

場　所：千葉県栄養士会事務所

内　容：2021年度（公社）千葉県栄養士会定時総会（ZoomによるLive配信）

　　　　議題　第１号議案　議事録署名人選出の件

　　　　　　　第2号議案　2020年度事業報告および収支決算報告並びに監査報告承認の件

　　　　　　　報告事項　　2021年度事業計画および収支予算報告の件

　　　　　　　第3号議案　組織事業強化中長期計画（2021作成）承認の件

**定時総会書面開催の根拠（千葉県栄養士会定款）**

　（決議）

第18条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

２～４（省略）

　（議決権の代理行使等）

第19条　会員は代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

２　会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までにこの法人に提出して議決権を行使することができる。

３　前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。

**総会への参加について**

第10回定時総会は、上記のとおり5月29日(土)、10時から開催します。Zoomでライブ配信します。入室時間は、9時30分からです。URLはＨＰの会員専用コンテンツに記載しています。

　栄養士・管理栄養士研修会は、詳細が決まり次第、千葉県栄養士会ＨＰの会員専用コンテンツでご案内いたします。

　講演は、千葉県医師会医療保健担当理事の方を講師にお迎えして、診療報酬に関する内容を予定しています。